

国民健康保険市町村事務処理標準システム
導入業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月10日

黒石市健康福祉部国保年金課

1 趣旨

本要領は、国民健康保険市町村事務処理標準システム導入業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 国民健康保険市町村事務処理標準システム導入業務委託
- (2) 業務内容 別紙「国民健康保険市町村事務処理標準システム導入業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 黒石市大字市ノ町 11 番地 1 地内
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

次に掲げる額をそれぞれ提案限度額とする。

ア システム導入費 41,884,000 円（データ移行費を含む。）

イ システム運用費 38,335,000 円（令和 7 年度から 5 年分）

※システム運用費は、利用料及び保守料を含むものとする。項目については「【様式第 4 号】見積書」を参照のこと。システム運用費は、本業務の委託料に含めない。

3 選考委員会の設置

国民健康保険市町村事務処理標準システム導入業務委託候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザルにより審査及び評価を行い、委託候補者を決定する。

4 参加資格事業者の要件等

(1) 参加資格事業者要件

本業務の委託候補者選定に参加する事業者（以下「参加事業者」という。）は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 黒石市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 東北に本店、支店又は営業所を有している事業者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 黒石市暴力団排除条例（平成 23 年黒石市条例第 21 号）に規定する暴力団等でないこと。

カ 国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を、元請として受注した実績を有すること。

キ 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。

（ア）情報セキュリティマネジメントシステム

（イ）プライバシーマーク

（2）参加資格の確認

応募事業者の参加資格の確認は、参加表明書等の提出を基準とし、参加者が多数の場合、次のア～ウの内容を審査し 5 者程度を選出する。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加資格を欠くような事態が生じた場合は、失格とし、その場合、繰り上げの選出は行わない。

ア 本業務と同様のシステム構築業務の導入実績があること。

イ 本業務と同等以上の規模のシステム構築業務の導入実績があること。

ウ 県内に事業所を有していること。

5 競争入札参加資格の追加登録（登録済みの場合不要）

- | | | |
|-----|------|---|
| （1） | 受付時間 | 午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分まで（閉庁日を除く。） |
| （2） | 受付場所 | 黒石市役所 2 階 総務部総務課財産管理室 |
| （3） | 提出方法 | 持参又は郵送等 |
| （4） | 提出書類 | ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
イ 競争参加資格希望営業品目・経営状況調査票
ウ 営業所一覧表
エ 登記事項証明書
オ 納税証明書
カ 財務諸表類（決算報告書類）
キ 委任状（任意様式） ※支店等に委任する場合 |
| （5） | 提出期限 | 令和 6 年 5 月 15 日（水）午後 5 時まで（必着） |

6 公募型プロポーザル実施スケジュール

事 項	日 時
公募開始	令和6年5月10日（金）
質疑書の提出期限	令和6年5月17日（金） 午後5時まで（必着）
参加表明書の提出期限	令和6年5月17日（金） 午後5時まで（必着）
質疑書の回答	令和6年5月21日（火）
参加資格の結果通知	令和6年5月21日（火）
提案書等関係書類の提出期限	令和6年5月29日（水） 午後5時まで（必着）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年5月31日（金）
委託候補者（優先交渉権決定者）の通知	令和6年6月5日（水）
業務委託契約の締結	令和6年6月中（予定）

※業務委託契約は、デジタル基盤改革支援補助金要綱に基づき、補助金額の内示後とする。

7 質疑書の受付及び回答

- (1) 仕様書等についての説明会は実施しない。
- (2) 質疑書の様式は任意とする。該当箇所及び質疑内容が分かるように記載すること。
- (3) 提出期限内に、電子メールで提出すること。
メールアドレス：kuro-kyuhu@city.kuroishi.aomori.jp
- (4) 質疑に対する回答は、前述の期日までに通知する。
なお、質問への回答書は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 提出書類関連

(1) 事前提出書類（提出期限：令和6年5月17日（金）午後5時必着）

提出書類及び様式	提出部数、留意事項等
【様式第1号】参加表明書	原本1部代表者印を押印すること。
会社概要（任意様式）	原本1部 代表者印を押印すること。 会社の沿革及び組織が確認できる会社案内等
【様式第2号】導入実績一覧表	原本1部 代表者印を押印すること。 導入した実績が確認できる書類等 （例：契約書写し、採択通知書等）を添付すること。

※【様式第1号】参加表明書提出後に本プロポーザルを辞退したい場合は、
【様式第3号】参加辞退届（代表者印必須）を提出すること。

(2) 提案書等関係書類（提出期限：令和6年5月29日（水）午後5時必着）

提出書類及び様式	提出部数、留意事項等
提案書（任意様式）	原本10部、電子媒体1部 A4判用紙に日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。 別紙「提案書作成要領」に従い作成すること。
【様式第4号】見積書	正本1部、電子媒体1部 代表者印を押印すること。 物品については、製品性能が分かる仕様書等を別途添付すること。 システム導入費のほか、令和7年度から5年分のシステム運用費についても見積もること。

※電子媒体は計1部、CD-R/RW又はDVD-R/RWとし、電子データは、圧縮やパスワード設定を行わず、Microsoft Office又はAdobe Acrobatにて参照可能な形式とすること。

- (3) 提出先 〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町 11 番地 1
黒石市役所健康福祉部国保年金課
- (4) 提出方法 提出期限までに、持参又は郵送（封筒の表に朱書きで「プロポーザル参加」と記載）すること。

9 プレゼンテーション・審査

- (1) 資格審査 提出書類により資格要件を満たしているか書類審査を行う。
- (2) プレゼンテーション
- ア 黒石市役所にて実施し、持ち時間内（説明 20 分、質疑 10 分）で説明、質疑を行うこと。
- ※プレゼンテーション開始前に準備時間を 10 分設ける。
- イ プレゼンテーションの順番は、【様式第 1 号】参加表明書提出順とし、その順番は、市から通知する。
- ウ 提案書を使用して説明を行うこと。
- エ 出席者は、再委託事業者を含めて 5 人以内とする。
- (3) 審査
- 提案書、見積書、プレゼンテーションから、選考委員会が審査を行い、
- (4) 評価基準により、委託候補者及び次点者を決定する。総合評価が同じ場合は、選考委員会の多数決により決定し、同数の場合は、委員長が決定する。
- なお、審査結果については、黒石市ホームページに掲載する。

(4) 評価基準

技術力、業務遂行能力等を適正に評価する。

評価項目及び配点については次のとおり。

評価項目	配点
①提案書に基づく評価	400 点
②プレゼンテーション評価	100 点
③見積書による評価	300 点
合計点	800 点

10 契約締結に向けた協議

- (1) 本市は委託候補者と契約締結に向けた協議を行い、提案内容から必要な範囲内において、業務委託の仕様と契約金額を決定する。
- (2) 契約金額は、原則として見積書の金額を超えないこととする。ただし、協議において追加等があった場合はこの限りではない。
- (3) 次点者についても同様とする。

11 その他

提案に要する経費については、参加事業者負担とし、提出した書類等については、審査結果にかかわらず返却しない。

12 問い合わせ先

黒石市健康福祉部国保年金課 電 話：0172-52-2111（内線 118）